【様式編】

洪水時の避難確保計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【施設名： |  | 】 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 作成 |

様式編　目　次

稲沢市に提出（様式６は自衛水防組織を設置した場合に提出）

１　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２　計画の報告　・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

様式１

３　計画の適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・ 1

　　施設周辺の避難地図　・・・・・・・・・・・・ 2

別紙１

４　防災体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

様式２

５　情報収集・伝達　・・・・・・・・・・・・・・ 4

様式３

６　避難誘導　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

様式４

７　避難の確保を図るための施設の整備　・・・・・ 6

様式５

８　防災教育及び訓練の実施　・・・・・・・・・・ 6

９　自衛水防組織の業務に関する事項　・・・・・・ 7

様式６

**１　計画の目的**

様式１

この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の報告**

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を稲沢市長へ報告する。

**３　計画の適用範囲**

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

　【施設の状況】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 人　　　　　数 | | | | | | | |
| 昼間・夜間 | | | | 休日 | | | |
| 利用者 | | 施設職員 | | 利用者 | | 施設職員 | |
| 昼間 | | 昼間 | | 休日 | | 休日 | |
|  | 名 |  | 名 |
| 夜間 | | 夜間 | |  | 名 |  | 名 |
|  | 名 |  | 名 |

**【施設周辺の避難経路図】**

別紙１

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

**４　防災体制**

様式２

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期

対応要員

活動内容

体　制

非常体制確立

警戒体制確立

注意体制確立

**５　情報収集・伝達**

様式３

（１）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 |  |
| 洪水予報・河川水位 |  |
| 高齢者等避難、避難指示 |  |

（２）情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②体制確立時、あらかじめ稲沢市と調整した事項について、稲沢市に報告する。

**６　避難誘導**

様式４

避難誘導については、次のとおり行う。

（１）避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

（２）避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙１　避難経路図」のとおりとする。

（３）避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 移動距離 | | | 移動手段 | | |
| **避難場所** |  | （ |  | ）m | □徒歩 | | |
| □車両（ |  | ）台 |
| **屋内安全確保** |  |  | | |  | | |

**７　避難の確保を図るための施設の整備**

様式５

様式５

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

|  |  |
| --- | --- |
| **備　蓄　品** | |
| **情報収集**  **・伝達** | □テレビ　□ラジオ　□タブレット　□ファックス  □携帯電話 □懐中電灯 □電池 □携帯電話用バッテリー |
| **避難誘導** | □名簿（従業員、施設利用者）　□案内旗　□タブレット　□携帯電話  □懐中電灯　□携帯用拡声器　□電池式照明器具　□電池  □携帯電話用バッテリー　□ライフジャケット　□蛍光塗料 |
| **施設内の**  **一時避難** | □水（１人あたり　ℓ）　□食料（１人あたり　食分）  □寝具　□防寒具 |
| **高齢者** | □おむつ・おしりふき |
| **障害者** | □常備薬 |
| **乳幼児** | □おむつ・おしりふき　□おやつ　□おんぶひも |
| **そのほか** | □ウェットティッシュ　□ゴミ袋　□タオル  □（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| **浸水を防ぐための対策** |
| □土嚢　　□止水板  □そのほか（　　　　　　　　　　　　　） |

**８　防災教育及び訓練の実施**

・毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

・毎年５月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年４月に作成する。

**９　自衛水防組織の業務に関する事項**

様式６

※自衛水防組織を設置する場合には、様式６を参考に加筆・修正してください。

また、あわせて別添、別表１・２を作成してください。

（１）別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①　毎年４月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

②　毎年５月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を稲沢市長へ報告する。